

水洗化工事を伴う「移住促進・空家改修支援事業」

50万円を上乗せ・最大230万円を補助！

令和2年11月12日

京丹後市役所

京丹後市では、地域の担い手確保と空家活用を進めるため、移住者が行う空家の改修などを支援する「移住促進・空家改修支援事業」を実施しています。

このたび、コロナ禍で関心が高まる移住を促進するため、移住者が空家の水洗化工事を行う場合の補助額を引き上げました。

なお、令和2年10月30日以降の申請分より適用します。

移住促進住宅整備事業

地域への移住を進めるため、移住者が行う市定住空家情報バンク登録物件の改修（居住部分）に要する経費を補助

補助額：上限90万円（1戸あたり）

補助率：10/10以内

対象：移住者

拡充

※下水道供用開始区域（市設置浄化槽区域）内で、新規の排水設備接続工事を実施する場合は、補助額上限140万円に増額

※京都府知事が指定する移住促進特別区域（別紙参照）においては、京都府の財源を活用し同額を上乗せ。

- ・補助額上限 90万円適用→府特別区域 補助額上限180万円
- ・補助額上限140万円適用→府特別区域 補助額上限230万円

※令和2年10月30日以降申請分より適用します。

最大

<補助要件>

補助要件の主なものは次のとおりです。これ以外にも要件がありますので、随時ご相談ください。

①対象者

- ア 市外から住所を移転した者であること（市内転居は移住者ではない）。
- イ 移住者が移住前に継続して2年以上市外に住所を有していた者であること。
- ウ 移住者は、10年以上定住する意思を有する者であること
（5年以内に転居、対象住居を取り壊しまたは譲渡した場合は、補助金返還を求めることがあります）
- エ 移住者が、移住促進計画に記載する人材像、条件等に合致する者であること
（地区役員の方との面談あり）
- オ 空家（住宅）所有者と移住者（同居する者、同居する予定の者を含む）が2親等以内の親族でないこと
- カ 移住（住所を京丹後市に移す日）の前後1年以内に申請すること。（物件の契約日から1年以内には移住すること）
- キ 補助額上限140万円を適用する場合、補助対象工事の全てを市内に本社又は営業所を有する事業者が発注すること。（水洗化推進支援事業補助金との併用は不可。）

②対象地域

- ク 物件が所在する地区等に移住促進計画が策定されていること
（別紙地区一覧参照）

③対象物件

- ケ 京丹後市定住空家情報バンクの登録物件であること
- コ 改修工事の着工前の申請であること

● 問い合わせ先

京丹後市市長公室政策企画課地域支援・定住対策係

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

電話：0772-69-0120 FAX：0772-69-0901

電子メール：kikaku@city.kyotango.lg.jp

『その他の京丹後市移住支援制度の概要』

空家流動化促進事業

市定住空家情報バンク登録物件を移住者に売却・賃貸する際の家財撤去に要する費用を補助（※自身または家族が使用していた家財の撤去が対象）

補助額：上限5万円（1戸あたり）

補助率：10/10以内

対象：登録空家所有者

※京都府知事が指定する移住促進特別区域（別紙参照）においては、京都府の財源を活用し同額を上乗せ。（府特別区域 補助額上限10万円）

<補助要件>

補助要件の主なものは次のとおりです。これ以外にも要件がありますので、随時ご相談ください。

①対象者

- ア 移住者とは、市外から住所を移転した者であること（市内転居は移住者ではない）。
- イ 移住者が移住前に継続して2年以上市外に住所を有していた者であること。
- ウ 移住者は、10年以上定住する意思を有する者であること
- エ 移住者が、移住促進計画に記載する人材像、条件等に合致する者であること
- オ 空家（住宅）所有者と移住者（同居する者、同居する予定の者を含む）が2親等以内の親族でないこと
- カ 売却又は賃貸の契約締結日から6か月以内に申請すること

②対象地域

- キ 地区等に移住促進計画が策定されていること（別紙地区一覧参照）

③対象物件

- ク 京丹後市定住空家情報バンクの登録物件であること
- ケ 撤去等の実施前の申請であること

地域受入体制整備促進事業

地域への移住を進めるため、地区等が行う移住者受入活動などに要する経費を補助
(ホームページ作成など)

補助額：上限25万円

補助率：10/10以内

対象：地区等

※京都府知事が指定する移住促進特別区域（別紙参照）においては、京都府の
財源を活用し同額を上乗せ。（府特別区域 補助額上限50万円）

移住奨励金

市定住空家情報バンクの登録物件へ移住する際に必要となる家財道具の運搬経費及び
移動に要する費用を補助

補助額：上限10万円

補助率：1/2以内

対象：移住者

<補助要件>

補助要件の主なものは次のとおりです。これ以外にも要件がありますので、随時ご相談ください。

①対象者

ア 移住者とは、市外から住所を移転した者であること（市内転居は移住者ではない）。

イ 移住者が移住前に継続して2年以上市外に住所を有していた者であること。

ウ 移住者が、移住促進計画に記載する人材像、条件等に合致する者であること

エ 空家（住宅）所有者と移住者（同居する者、同居する予定の者を含む）が2親等以内の親族でないこと

②対象地域

オ 地区等に移住促進計画が策定されていること（別紙地区一覧参照）

③対象物件

カ 京丹后市定住空家情報バンクの登録物件であること

京丹後市定住空家情報バンク※市ホームページからご覧になれます

◆空家情報バンク物件情報 74物件（令和2年11月6日現在）

峰山町1件、大宮町8件、網野町31件、丹後町18件

弥栄町1件、久美浜町15件

◆定住空家情報バンク登録物件の要件

市内に所在する空家であって、居住（使用）されていない一戸建ての専用住宅（居住用部分のみ）または併用住宅（居住用部分+業務用部分）

（※トイレ・風呂・台所が設置されている物件を基本とする）

◆空家情報バンク運営協定締結業者 6業者

定住空家情報バンクに空家の物件情報の登録を希望される方は、市と協定を締結している次の6業者のいずれかに、まずはお相談ください。（市は取引に係る交渉、代理、媒介等には関与しません）

<協定業者>

- ・(株)サンタン不動産 <所在地：峰山町新町 1919-1、電話 0772-62-3055>
- ・丹後北都不動産(株) <所在地：峰山町新町 115、電話 0772-62-2600>
- ・丹後中央不動産(株) <所在地：大宮町河辺 451-2、電話 0772-68-0068>
- ・まるふく産商(株) <所在地：網野町網野 747、電話 0772-72-0570>
- ・(株)コヒガシ <所在地：久美浜町鹿野 1209-2、電話 0772-66-3610>
- ・(株)クサモト <所在地：網野町網野 220-1、電話 0772-66-3333>

京丹後市移住支援センター「丹後暮らし探求舎」

移住相談、現地案内などに対応します。

[所在地] 京丹後市峰山町杉谷843

[電話] 070-1399-5433（10時～19時、火曜定休）

[メール] info@kyotango-iju.com

[HP] 丹後暮らし探求便 <https://tankura.com/>

お試し移住体験住宅

移住希望者が京丹後市の気候風土や日常生活を体験できる施設です

[貸付期間] 3日～30日/年

[料 金] 最低料金（3日分）4,500円/1棟
（4日以降1日ごとに 1,500円/1棟）

[場 所] 網野町島津1棟、弥栄町黒部1棟

[申 込 先] 京丹後市移住支援センター「丹後暮らし探求舎」

● これらの制度について問い合わせ先

京丹後市市長公室政策企画課地域支援・定住対策係

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

電話：0772-69-0120 FAX：0772-69-0901

電子メール：kikaku@city.kyotango.lg.jp